

いじめ防止対策基本方針

令和2年度

御嵩町立上之郷中学校

学校の教育目標
自ら求め 鍛え合う

いじめ防止対策推進法

「第2条 いじめの定義」から

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
*「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう

「第3条 基本理念」から

- ①児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。
- ②全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深める。
- ③いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

方針

『未然防止・早期発見・連携した対応によるいじめの対応と解消』
防…教育相談、懇談、アンケート、情報交流を基にして未然に防ぐ。
発…生徒の心身の状態や変化を素早く把握し、いじめの実態を発見する。
連…家庭との連携を綿密にするとともに、必要に応じ関係諸機関とも連携する。

※いじめの解消とは

- ①いじめに係る行為が止み、少なくとも3か月は継続すること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめ・不登校未然防止・対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 保健主事 養護教諭 教育相談担当に加え S C等の外部専門家の参画

いじめ未然防止の取組

学びの伸びを実感できる授業づくり

- 合理的配慮についての理解を図り、一人一人を大切にする学級活動を推進する。
- 「話す・聞く・書く」の指導を重視し、言語活動を充実させる。
- わかる授業を工夫し、つまづいている生徒や学習意欲を失っている生徒に重点的に支援を行い、授業参加をさせ、活躍の場所をつくることで、主体的な学習態度を養う。
- 家庭での学習の内容や方法を指導し、学習習慣を確立する。
- 情報モラルを学ぶ学習や調査を定期的に位置づける。

豊かな人間性を育てる集団づくり

- 仲間と協力したり、課題を解決したりしながら、集団を高めていくことで、安心して学べ、自己肯定感や自己有用感を実感できる学級づくりを行なう。
- 「思いやり」「よりよく生きる喜び」「集団生活の充実」に重点をおいた道徳の実践を行う。
- 異年齢集団活動の中で望ましい人間関係、役割を分担して協力し合う態度、主体的な態度の在り方を学んだり、連帯感を深めたり、成就感を味わったりする生徒会活動や学校行事を行う。

地域・保護者・学校の顔の見える関係づくり

- 上之郷中学校PTA、学校評議員会と連携する。
- 地域・家庭への教育活動公開や情報発信を行い、地域の意見を反映する。
- 学校HP『いじめ防止対策基本方針』の公表とともに年度初めに生徒、保護者、関係機関へ説明する。
- 『いじめ防止基本方針』に基づく取組の実施状況の公表と、学校評価への項目を追加する。
- 地域や企業から学ぶ学習を実施する。（触五山茶園活動、職業体験学習等）
- 青少年育成地域協議会と連携した挨拶運動を実施する。

学校いじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルを定める。

いじめ早期発見の取組

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
毎日	休み時間の校内巡回 部活動時の言動観察 生活ノート 学校安全パトカーやPTA地区委員との連携											
毎週	打合せ（毎週木曜日） ⇒生徒指導交流で情報を共有し、生徒理解を深める。											
学期	教育相談（6月・11月）、スマイルアンケート（毎月） 三者懇談（7月・10月（3年生のみ）・12月）、Q-U検査（6月・11月）、 精神健康度調査（5月・10月）。※資料は卒業まで保存											

- いじめ・不登校未然防止・対策委員会
いじめに関わる問題行動について速やかに、情報を収集し、組織的に対応する。
- 職員研修を行い、教師の人権感覚を磨く。
- 生徒、保護者向け
学校の指導方針をPTA総会や懇談会、学校だより、ホームページ等で保護者へ周知する。生徒、保護者からいじめの申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

いじめへの連携した対応

＜いじめ・不登校未然防止・対策委員会招集＞
・最優先で被害生徒を守る。
・見守り体制整備（登下校、休み時間、掃除時間、部活動など）

＜事実把握＞
・当事者双方、周囲の生徒から聞き取り、記録する。
・関係職員で情報共有する。
・いじめの全体像を把握する。

＜指導体制、方針の決定＞
・被害生徒を保護し、不安を取り除く。
・加害生徒に、被害生徒の思いや苦しみに気付かせる指導を行う。いじめは許されない行為であるという人権意識をもたせる。

＜保護者との連携＞
・直接会い、具体的な対応を話す。
・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

＜今後の対応＞
・スクールカウンセラー、いじめ・不登校等未然防止アドバイザー、暴力行為等防止支援員の活用も含めて心のケアにあたる。

学校による調査結果・対応

御嵩町教育委員会による調査・指導

関係機関・外部専門家との連携
上之郷小学校、可児警察署、カウンセラー、子ども相談センター等との相談・通告